

秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正すること  
について

秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年2月25日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

地域の権限を拡大するための改革一括法による「災害弔慰金の支給等に関する法律」の一部改正により、本市における災害援護資金の貸付利率を定めるとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。



秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年秦野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項、第8条第1項及び第10条第1項」を「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項、第8条第1項並びに第10条第1項及び第4項」に改める。

第2条中「昭和48年政令第374号」の次に「。第12条第2項において「政令」という。」を加える。

第5条中「に関し」を「について」に改める。

第6条第2項中「支給に関し遺族に対し、」を「支給について、遺族に対し」に改める。

第12条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第12条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第9条に規定する違約金を包含するものとする。

3 延滞の場合を除く据置期間経過後の法第10条第4項の規定により条例で定める利率は、保証人を立てる場合は零とし、保証人を立てない場合は年1パーセントとする。

第13条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「に関し」を「について」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例第12条の規定は、施行日以後に生じた災害による災害援護資金の貸付けについて適用し、施行日前に生じた災害による災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第10号 秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句等の整理によるものです。

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>災害弔慰金の支給等に関する法律</u>（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項、<u>第8条第1項並びに第10条第1項及び第4項</u>の規定により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについて必要な事項を定める。</p> <p>(法令の適用)</p> <p>第2条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについては、この条例に定めるもののほか、法及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。<u>第12条第2項において「政令」という。</u>）を適用する。</p> <p>(災害弔慰金の額)</p> <p>第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡について災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害につ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>災害弔慰金の支給等に関する法律</u>（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項、<u>第8条第1項及び第10条第1項</u>の規定により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについて必要な事項を定める。</p> <p>(法令の適用)</p> <p>第2条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについては、この条例に定めるもののほか、法及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）を適用する。</p> <p>(災害弔慰金の額)</p> <p>第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に<u>関し</u>災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に<u>関</u></p>

いて、既に第7条の規定に基づく災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額からその支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(支給手続)

#### 第6条 (略)

2 市長は、災害弔慰金の支給について、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(保証人及び利率)

第12条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第9条に規定する違約金を包含するものとする。

3 延滞の場合を除く据置期間経過後の法第10条第4項の規定により条例で定める利率は、保証人を立てる場合は零とし、保証人を立てない場合は年1パーセントとする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

し、既に第7条の規定に基づく災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額からその支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(支給手続)

#### 第6条 (略)

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(償還方法)

第12条 災害援護資金の償還は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例第12条の規定は、施行日以後に生じた災害による災害援護資金の貸付けについて適用し、施行日前に生じた災害による災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて

## 1 条例改正の概要

### (1) 災害援護資金の貸付利率

東日本大震災の被災者に適用される災害援護資金の特例措置及び国が定める母子父子寡婦福祉資金貸付制度における利率を踏まえ、保証人がいる場合は無利子とし、保証人がいない場合は1パーセントとして規定します。

(参考)

ア 東日本大震災の被災者に適用される災害援護資金の特例措置

保証人がいる場合：無利子、保証人がいない場合：年1.5パーセント

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度における利率

保証人がいる場合：無利子、保証人がいない場合：年1パーセント

※ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条第4項による。

### (2) 償還方法

政令に規定されていることから、現在の条例の規定を削除します。

### (3) 施行期日

改正法の施行日に合わせ、平成31年4月1日とします。

## 2 法律及び施行令の改正概要

### (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」関係

法律により年3パーセントに固定されている災害援護資金の貸付利率について、年3パーセント以内で、市町村が条例で定めることとなります。

### (2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」関係

ア 災害援護資金の償還方法として、年賦償還・半年賦償還に加えて、月賦償還が追加されます。

イ 保証人を立てることを必須要件とする規定が削除されます。

ウ 違約金について、延滞元利金額につき「年10.75パーセント」から「年5パーセント」に見直されます。



### 3 災害援護資金の貸付制度の概要

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、地震や風水害などの災害により災害救助法が適用された市町村において、被災世帯に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付ける制度です。

#### <現行>

対 象	世帯主が負傷し、又は住居・家財に被害を受けた世帯
所得制限	別表のとおり
貸付限度額	350万円
利 率	年3%（3年間の据置期間は無利子）
償還期間	10年以内（据置期間を含む。）
原 資	国3分の2、都道府県・指定都市3分の1

#### <別表>

世帯人員	市町村民税における総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

※ ただし、住居が滅失した場合は1,270万円